

指定難病患者であることを証明する 「登録者証」を発行します

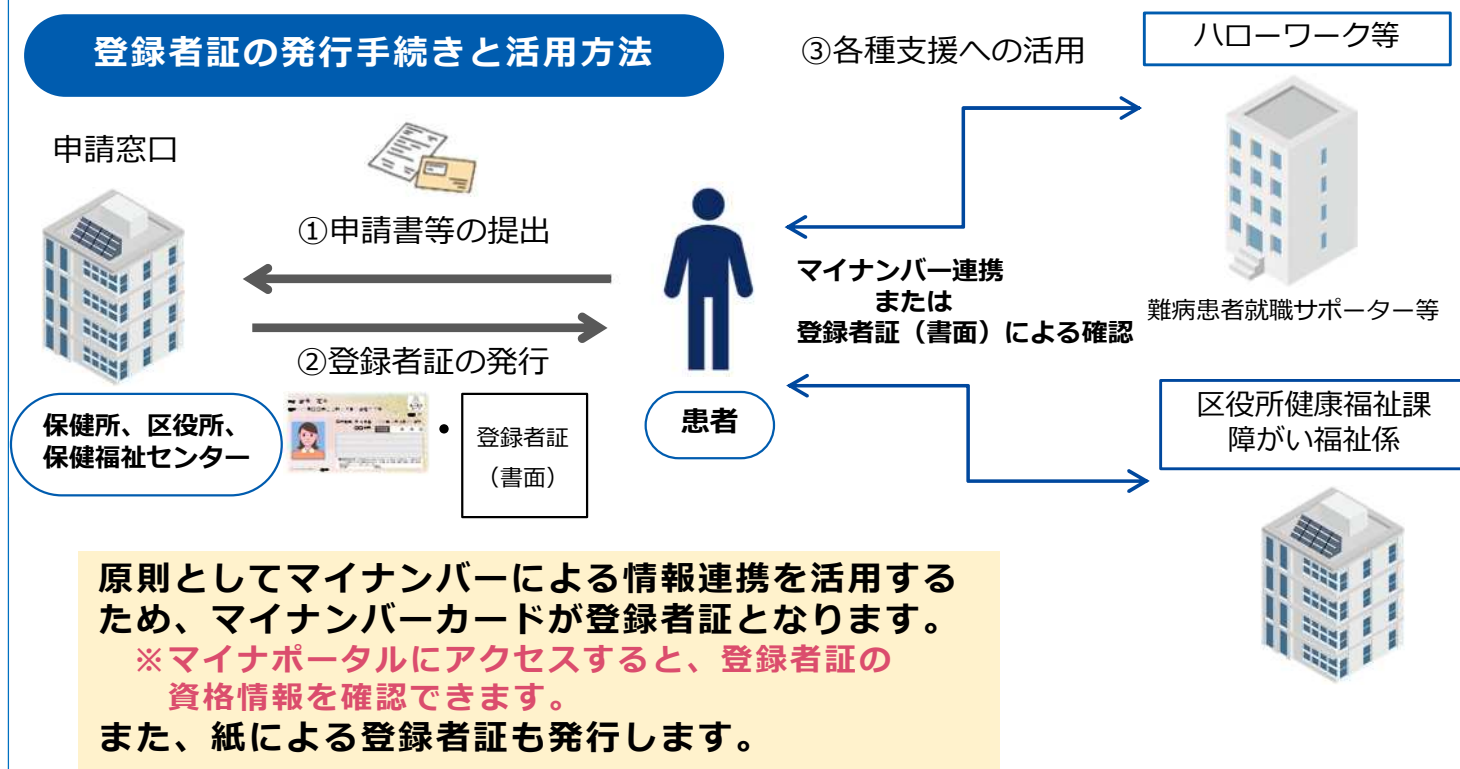
○登録者証とは

指定難病患者の皆さまが、福祉・就労等の各種支援を受ける際に、医師の診断書に代わり難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。（※）

医療費助成の対象とならない方も指定難病の診断基準を満たしていれば発行されます。有効期限はありません。

※利用するサービスによって追加で診断書等が必要になる場合がありますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

登録者証の発行手続きと活用方法



○対象者

新潟市に住民票のある方で、指定難病の診断基準を満たす方

- ・ 特定医療費(指定難病)医療費助成の受給者
- ・ 特定医療費(指定難病)医療費助成を申請し、診断基準を満たすが重症度を満たさず不認定となった方
- ・ 特定医療費(指定難病)医療費助成の申請に至らない軽症の指定難病患者

○申請方法

以下の必要書類を申請窓口（保健所、各区健康福祉課、各地域保健福祉センター）までご提出ください。

【申請に必要な書類】

- ☐ 指定難病登録者証申請書兼届出書（窓口にあります）
- ☐ 指定難病にかかっていることを証明する書類（いずれか1つ）
 - ・ 臨床調査個人票 ※申請時から6か月以内に作成されたもの
 - ・ 特定医療費(指定難病)支給認定申請の不認定通知 ※診断基準を満たすもの
 - ・ 特定医療費(指定難病)受給者証 ※有効期間内かどうかは問いません
- ☐ マイナンバーを確認できる書類
(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票、通知カード及び本人確認ができる書類 等)

* 登録者証の対象者は、指定難病の診断基準を満たしていることが原則のため、審査会にて審査する必要がある場合、発行までに1～2か月かかります。

(特定医療費(指定難病)受給者証、または不認定通知で申請する方を除く。)

* 登録者証の情報連携または記載事項は、「氏名」「生年月日」「有効期間開始日」「交付自治体名」のみであり、疾患名は連携・記載されません。

○各種支援への活用

- ・ 障害福祉サービスの利用申請時やハローワークの利用時等において指定難病患者であることの証明に活用できる場合があります。
- ・ **ただし、各サービスの利用要件はそれぞれ異なり、サービスによって、追加で診断書などの提出が必要となる場合がありますので、各サービスの申請先にあらかじめご確認ください。**

「難病患者さんのための
ガイドブック」(新潟市)



難病に関する情報
「難病情報センター」



難病に関する相談
「難病・相談支援センター」



お問い合わせ先

新潟市保健所保健管理課 企画管理係 TEL:025-212-8183（直通）